

くらしのミニ情報

「見守り新鮮情報」をご利用ください。

独立行政法人国民生活センターでは、消費者トラブル未然防止のため、各地の消費生活センターなどに寄せられた悪質商法の手口や、注意すべき製品事故などの情報をまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を配信しています。月2回程度の発行で、無料でご利用いただけます。(ただし、通信料金がかかります)

登録の方法などの詳細は独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。
http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html



ご案内

多重債務者無料相談会

県内4か所の県消費生活センターにおいて、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

日時：平成25年9月13日(金) 10:00~17:00

※相談は予約制です。事前にお近くの消費生活センター(1面参照)に電話で予約をお願いします。

予約受付期間：平成25年8月30日(金)から平成25年9月12日(木)までの土・日曜日を除く8:30~17:00の間に受け付けています。

なお、県消費生活センターでは随時多重債務の相談を受け付けています。

高齢者被害特別相談

60歳以上の方からの消費生活相談が増加傾向にあることから、県内4ヶ所の県消費生活センター(1面参照)において「高齢者被害特別相談」を実施します。

日時：平成25年9月17日(火)、18日(水) 8:30~17:00

※県消費生活センターでは、この日時の他にも常時高齢者の方からの相談を受け付けています。

編集・発行 **長野県企画部 消費生活室** しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。
<http://www.nagano-shohi.net/>

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。



くらし得情報

MARUTOKU

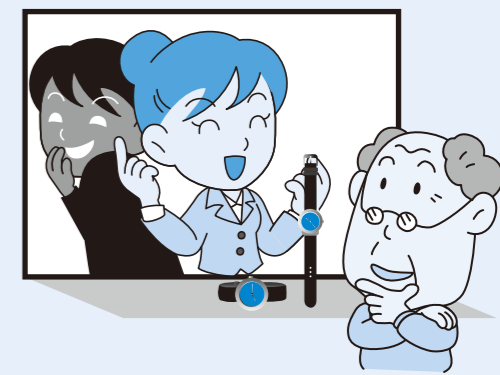
- いわゆる「偽装質屋」から絶対に借り入れないで! 1
- 気をつけて!高齢者のトラブル 2,3
- くらしのミニ情報 他 4

いわゆる「偽装質屋」から絶対に借り入れないで!

高齢者等に対して「質草は何でもいい」「返済は年金口座から自動引き落とし」などと勧誘し、担保価値がない物品を質に取り、実際は、年金等を担保にして金銭の貸付を行い、高額な金利等の支払いを求めるいわゆる「偽装質屋」に関するトラブルが発生しています。

「偽装質屋」は、たとえ質屋の許可を得ていても、その実態は、質屋営業を装った**高金利のヤミ金**です。絶対に借り入れはしないでください。一時的に借り入れができたとしても、年金等から利息や元金を支払うことになるため、手元にお金が残らなくなり、結果的に借り入れを繰り返さなければなりません。

借金や生活資金のことでお困りのことがありましたら、まずはお住まいの市町村の相談窓口やお近くの消費生活センターにご相談ください。



『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター..... ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター..... ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

飯田消費生活センター..... ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
(飯田市追手町2-64-1-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター..... ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

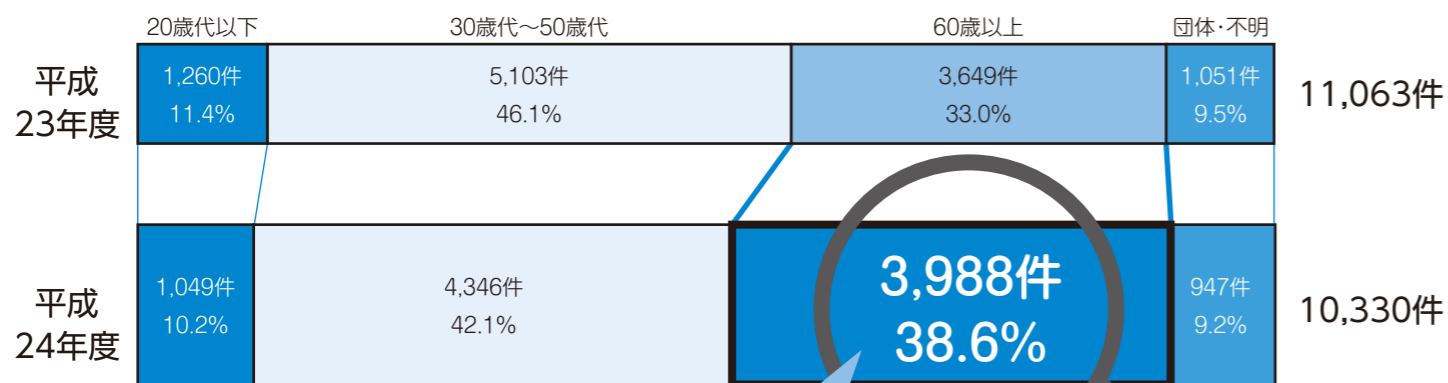
気をつけて! 高齢者のトラブル

高齢者の被害が後を絶ちません。

最近では、高齢者の一人暮らしや高齢者だけの世帯だけでなく、子どもたちと同居していても、昼間は一人だけになってしまう高齢者も狙われています。

このような被害から高齢者を守るためには、ご家族、ご近所、地域の福祉関係者などが直接声をかけたり、生活状況に気を配ることが大切です。

【契約当事者年代別相談件数(苦情)の割合】



注目!

平成24年度に県の消費生活センターに寄せられた60歳以上の相談件数は**3,988件**で、割合では**38.6%**になり、前年度と比べて**相談件数及び割合ともに増えています。**

→つまり、**今、高齢者が狙われています!**

高齢者の被害を防ぐために

高齢者が消費者被害に遭わないためには、**周りのサポートが必要です。**

地域全体で高齢者を見守りましょう!



高齢者を狙う悪質商法

投資詐欺

ある日、知らない事業者Aからダイヤモンドの購入会員権の勧誘パンフレットが届いた。会員権の購入は県内で1,000人限定とのことである。パンフレットが届いた後、事業者Bからダイヤモンドを購入できる権利を高く買い取るという電話がかかってきたが信用できるか。

アドバイス

- 購入を勧める事業者とは別の事業者が「権利を高く買い取る」などと話して消費者を勧誘し、契約をおおる劇場型と呼ばれる手口です。
- 相手の狙いは権利を高く買い取るのではなく、理由をつけて消費者からお金を騙し取ることです。一度支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難ですので、相手にせずきっぱりと断りましょう。
- 過去に被害に遭った人に対して、被害回復をうたい、勧誘する二次被害の手口も増加していますので注意してください。



送り付け商法

妻宛に注文を受けた健康食品を代金引換で送るとの電話があった。妻は頼んでいないとのことなので電話を代わると、相手の態度が急変し「受注記録がある。受け取らないなら、若い者を連れて今からそちらに向かう。」と脅された。本当に訪ねてきたり、商品が送られてきたらどうすればいいか。

アドバイス

- 注文をしていない健康食品を代金引換配達で送りつけて、お金を騙し取る手口が後を絶ちません。一方的に商品を送りつけられた場合は、代金支払い義務はなく、受け取る必要もありません。
- 断ったにも関わらず商品が届いた場合は受け取り拒否をしてください。
- 電話で勧誘された場合、断りきれずに承諾してしまっても、8日間以内であればクーリング・オフできます。



おかしいと思ったらすぐに**消費生活センター**に相談しましょう。